

平成 24 年度第 7 回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 平成 25 年 2 月 4 日 (月) 午前 10 時から

場 所 日進市役所本庁舎 4 階第 1 会議室

出 席 者 昇秀樹 (会長)、伊藤三郎 (副会長)、杉山知子 (委員)、神野建三 (委員)、
竹内由美子 (委員)、住田穂積 (委員)、黒須則明 (委員)、仲龍典 (委員)、
森内初美 (委員)

欠 席 者 なし

事 務 局 企画部：吉橋一典 (企画部長)、小林正信 (企画部次長兼企画政策課長)、
川合陸仁 (企画部主幹)、柏木晶 (企画政策課企画政策係長)
市民生活部：杉浦淳司 (市民協働課長)、杉田武史 (市民協働課課長補佐)

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり (1 名)

次 第 1 開会
2 あいさつ
3 議題
(1) 市民参加及び市民自治活動条例の概要について
(2) 市民参加及び市民自治活動条例の運用状況について
4 その他
5 閉会

配 付 資 料 ①資料 1：平成 24 年度市民参加手続実施状況調査 (抜粋)
②資料 2：市民参加の手続に関する資料
③平成 24 年度日進市自治推進委員会資料目次 (差替え用)
④日進市市民参加及び市民自治活動条例の解説
⑤日進市住民投票条例

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| 事 務 局 | 1 開会 |
| | 2 企画部長あいさつ |
| | 3 配付資料確認 |
| | それでは、進行を会長にお願いします。 |
| 会 長 | 傍聴者の申し出が 1 名ありますが、許可してよろしいでしょうか。 |
| | (委員了承) |
| 会 長 | 傍聴を許可しますので、入室してください。 |
| | (傍聴者入室) |
| 会 長 | 前回は、自治基本条例に規定される委任条例の中で、情報公開条例、個人情報保護条例、議会基本条例等について担当課より説明していただきました。今回は、議題 (1) 市民参加及び市民自治活動条例の概要について事務局より説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | 市民協働課より配付資料に沿って説明 |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定までの経過 ・ 条例の構成 |
| 会 長 | <p>自治基本条例に規定される委任条例の1つである市民参加及び市民自治活動条例について解説をしていただきました。特に条例第27条において、「当委員会が市民参加等の支援及び協働の推進に必要な事項を協議するとともに、定期的な評価を行い、その結果を市長に答申するものとする。」と規定されており、とりわけ関係の深い条例であると言えます。第27条に規定される定期的な評価とは、どれぐらいの周期で行うことを想定していますか。</p> |
| 事 務 局 | <p>事務局の提案としては、市民協働課において、各課における市民参加等の取組状況について、毎年度調査を行いますので、その結果に基づいて評価をしていただくと考えています。ただし答申については、自治推進委員の任期にあわせて、2年間というスパンで検証していただいた結果を出していただきたいと考えています。</p> |
| 会 長 | <p>現時点では、市長からの諮問は受けていませんが、条例が10月に施行されたことにより、遠くない将来諮問があり、検討した結果を答申として出すこととなります。そのサイクルを、委員の任期にあわせて2年でどうかという提案がありましたが、そのようなことも含めて市民参加及び市民自治活動条例について質問や意見があればお願いします。</p> <p>条例が10月に施行されて、何か変わったことはありますか。</p> |
| 事 務 局 | <p>条例が施行されたことにより、職員の意識に変化があったと思います。例えば、計画策定又は条例制定時等において、市民参加の手続の手法を2つ以上取り入れることが規定されるなど、今後の事務事業の進め方に関係する規定が多くあるからだとは思いますが、職員からの条例運用に関する問い合わせを多く受けました。</p> |
| 会 長 | <p>条例第22条の規定により、コミュニティが協働事業を市に提案できるとありますが、今までに提案はありましたか。</p> |
| 事 務 局 | <p>本来、協働事業の提案は、市及びコミュニティ双方向から行われるものとは思いますが、現在は市側で協働事業のテーマを決定し、協働での取組をお願いしています。今後は、事業の周知等を実施し、コミュニティ側からの提案もお願いしていきたいと考えています。</p> |
| 会 長 | <p>コミュニティ側から条例第22条の規定に基づく提案があった場合は、市側から実現できるよう具体的な助言を行うなど、前向きに対応することによって、参加と協働の取組が広がるのではないかと思います。是非、救い上げる方向で対応していただくことを要望します。</p> |
| 事 務 局 | <p>市で実施する協働事業は、今年度で4年目となりますが、初年度のみ自由テーマで実施し、2年度目からは市側でテーマを設定しております。今年度は、木祖村との自治体友好提携20周年、コミュニティとNPOの関係等をテーマとさせていただきました。</p> |
| 委 員 | <p>20世紀の市民参加は、スローガンのような参加でしたが、現在では附属機関等の委員</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| | <p>やワークショップなど実務的な参加の形態になり、非常に良いことだと思います。ただし、日本の法体系そのものに問題があるとは思いますが、手続きが複雑で縛りが多いのではないかと思います。例えば、条例第 22 条においてコミュニティとの協働事業の提案について規定され、現在は市側からの提案のみですが、今後は双方向となり、コミュニティ側からの提案もお願いしていくとの事でした。ただし、規則第 28 条の協働事業提案の手続に、「特定非営利活動促進法の別表に掲げる分野に該当すること」や「事業の成果が、市民や日進市に広く還元される公共性及び公益性の高い事業であること」等要件があります。地縁型コミュニティは、NPO などテーマ型のコミュニティと異なり、限定された地域での活動が主となりますが、この規定の公共性、公益性の高い事業として捉えても良いのでしょうか。このような要件が、コミュニティの自主的な活動を躊躇させることにはならないのでしょうか。</p> |
| 事 務 局 | <p>本条例及び自治基本条例におけるコミュニティの考え方は、区や自治会など地縁型のコミュニティと、志を同じくしたNPO等のコミュニティ、双方をコミュニティとしておりますので、そのコミュニティからの提案であれば協働事業として共に考えていきたいと思っております。また、規則第 28 条の規定にあるNPO法（特定非営利活動促進法）の別表の活動分野については、本年 4 月の改正により、17 項目から 20 項目になりました。この項目については、規則第 29 条の規定により、にぎわい交流館において団体登録をしていただく際に、20 分野のうち、どの活動分野に該当するかを記載していただき、規則第 28 条第 1 項第 2 号のNPO法の規定に該当するかの確認をしております。また、他のNPO等コミュニティや市民への透明性を確保するために、審査結果等については公開し、予算の範囲内で協働事業を進めていくこととなります。</p> |
| 委 員 | <p>協働事業の提案をする場合は、事前に団体登録をすることになっています。事前に登録を行い、事業提案し、審査を受け、事業実施、評価となりますが、手続きが複雑ではないですか。</p> |
| 事 務 局 | <p>市民提案事業は、この条例が施行される以前から実施されており、今年度で 4 年目となります。この条例ができたことにより、今後は委員の皆さんと協議を進めながら、コミュニティ側からの提案の受入方法等についても検討し、市側とコミュニティ側、双方向の提案になるようにしていきたいと考えています。規則第 28 条に、協働事業提案の手続として各要件が記載されておりますが、登録していただく団体の活動は、概ね何らかの公益的活動に合致し、NPO法別表の 20 分野のいずれかに合致すると思っております。複雑に思えるかも知れませんが、規則第 29 条の規定により、にぎわい交流館において団体登録さえしていただければ、規則第 28 条の要件は満たされるようになっています。また、NPO等だけでなく、区や自治会等地縁型の団体も登録していただいています。</p> |
| 委 員 | <p>自治基本条例の規定に基づき、参加と協働のルールとして市民参加及び市民自治活動条例が策定されました。それによって、コミュニティの自由な活動が縛られることが無いよう、出来るだけ手続は簡単にさせていただきたいと思っております。</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| 事 務 局 | <p>1点補足をします。当初よりご指摘をいただいておりますが、本条例は、市民参加と市民自治活動という2つの性格のものを1つの条例としています。市民参加というのは、行政側が実施する条例及び計画の策定、公共施設の建設等において、所定の手続きをもって、様々な市民参加の手法を用いながら、市民の多様なご意見を取り入れて、より良いものをつくって行くものであり、どちらかと言えば、役所側がやらなければならない施策に個人が参画していくものです。一方、市民自治活動は、コミュニティというNPO、区、自治会等と行政が、双方の持ち味を生かしながら、多様化する市民ニーズに対応できるような取組を進めていくことです。本条例はこのように、前半を市民参加、後半を市民自治活動という、少々色合いが異なるものが一体となった条例となりますので、若干分かりにくい部分があるかも知れませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> |
| 委 員 | <p>条例を策定する段階で分ける議論はなかったのですか。</p> |
| 事 務 局 | <p>自治推進委員会においても、会長をはじめ委員の皆さんから、方向が異なるものを同居させるのは難しいのではないかなどのご意見をいただきましたが、最終的に、本市の条例はこのスタイルに決定しました。本市以外の自治体においても、同様のスタイルの条例を策定しており、決して本市のみの特別なものではありません。また、前段の市民参加については、職員に対する市民参加のルールを定めたものと理解していただければと思います。本市は、条例策定前から、福祉や環境分野、公共施設の整備において、多くの市民参加の手法を取り入れてきました。当時の体制や担当の考え方等によって、市民参加の実施回数を多く重ねる場合や、様々な手法を組み合わせる場合、あまり行わない場合等進め方にバラツキがありました。最低限のルールを定めたことによって、全ての分野において、一律の参加手続を取り入れることとなります。よって、この部分は市民の皆様方というよりは職員に対して課したルールとなります。</p> |
| 委 員 | <p>現在の地域ニーズから感じることは、行政に対する地域からの要望事項又は提案等について、以前と比較すればかなり配慮してもらっているとは思いますが、公共施設の利用を例に挙げますと、未だに、「市の設備や施設の管理基準はこうだ」とか、「その施設を管理する部署はここだ」と縦割りで協議された回答が返ってくる人が多いです。私たち地域の利用者からすると、「その設備や施設をいかに市民が利用するか」、「利用の趣旨に沿った快適な利用ができているか」ということが大事ではないかと思えます。利用頻度が低い施設にメンテナンス等の費用を多大に掛ける必要は無いと思えますが、利用頻度が高い施設は、例えば清掃の回数を、通常の管理基準よりも増やす等、利用者のニーズに合わせて対応してほしいと思えます。利用者側の視点が軽く見られがちではないでしょうか。限られた予算の中で対応していることは理解していますので、やむを得ない部分はあるかとは思いますが、せっき市民参加の議論が進み、市民の声が重要視されてきましたので、対応については市全体で検討していただけると良いのではないかと思います。また、青色防犯パトロールは、それぞれの地域独自の成り立ちで行っていますが、近年侵入盗や車上荒らし、痴漢等が発生し、益々その重要性が高まって</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | <p>います。しかし、行政からは、活動の有無については聞かれますが、活動に係る費用や苦慮している部分等については確認がありません。自治会等で相当な費用を掛けて実施していますので、協働事業等を活用し、費用的な面においても救済されればありがたいと思います。</p> |
| 委 員 | <p>ハード的なものとソフト的なものに分けて考えた方が良いと思います。ハード的なもので、先程委員が言われた青パト関連では、青パトの購入や維持管理費、任意保険料等費用の問題があると思います。もし協働事業として行う場合、そのような費用負担はどうなるのか。人手は自治組織で賄えますが、購入費用等はどこが負担するのか。市からの補助金がなければ難しいと思います。また、防災面においては、先の東日本大震災において携帯無線が有効だったということですが、地域における防災対策として、災害時において最も身近な地域の自主防災組織に携帯無線を配備できるのか。災害時に緊急車両が到着できない等、地域が自主的に消火活動を行うための吸水ポンプを購入できるのか。市全域への展開性のことを鑑み、却下とするのか。現在、費用のかからないものについては、モデル地区等の取組が行われていますが、費用がかかるものについては予算の壁があり、却下されることになるのではないのでしょうか。ソフト面では、個人情報の問題があると思います。例えば、高齢者の見守りについては、民生委員だけでは負担が大きいため、老人会でサポートしようとした場合、対象となる高齢者の個人情報は民生委員のみ保管しているもので、老人会では見ることはできません。災害時要援護者についても、区長と自主防災会の会長のみで、地域は全く把握していないことから、災害時の援護ができるか等様々な課題があると思います。他にも、景観関係では、道路や歩道に飛び出した植栽を、行政代執行等で対応してもらえるのか。このように、コミュニティで協働事業の提案をしても、予算、個人情報等が壁になって出来ないのではないかと思います。</p> |
| 委 員 | <p>今までの話を聞いていますと、地域コミュニティの問題と市民協働の問題が重複する事案が非常に多いように思います。地域コミュニティにおいて、住民の意向を受けて、市に要望を出していくものと、NPOを含めた市民活動として、市に対して協働を持ちかけるものとをうまく仕分けしていく必要があると思います。条例はそのままにしておき、運用上どのようにやっていくかを明確にする必要があると思います。もう1つは、市民協働事業の提案窓口について、もう少し明確にした方が良いでしょう。</p> |
| 会 長 | <p>条例や規則とは別に、パンフレット等を作る際は、連絡先を市民協働課にしておくことで、一元化が図れると思います。よろしくお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、これまでの質問にお答えします。市民協働課は、区長会や自治会等のコミュニティを所管する課であり、現在、地域からの防犯灯設置や公園整備等の土木要望については全て、市民協働課が総合窓口となって対応しています。また、先程話のありましたスポーツ施設等公共施設のトイレの管理方法等についても、まずは市民協働課でお受けし、その後所管する部署へ説明しております。区からの土木要望等をはじめとする総合窓口化を開始してから4～5年経過しますが、定</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | <p>着してきたのではないかと考えています。先程、防犯関係の話がありましたが、青パトについては各地区において、自分の車を登録するなど、自主防犯に努めていただいているところではあります。利用された際のガソリン代や保険代等苦勞されていることは承知しております。また、市からは物資等の提供や貸与はしておりますが、費用負担がありません。そのようなことを解消するため、市に登録した防犯団体に対して、青パトの貸し出しを始めました。限られた台数ではありますが、この公用車である市の青パトを使っただけであれば、ガソリン代や保険代は市の負担となります。この取組を実施している自治体は、県内では少数だと思います。このように、地域の自主的な防犯活動に対する支援を行っています。これは、本市の生活安全課が所管していますが、自治会等の地縁型の団体が多く登録していただいています。</p> |
| 委 員 | <p>この制度については多少問題もあると思います。現在、市内で運行している青パトは30台ぐらいあると思いますが、そのほとんどが自前です。なぜならば、車の貸出制度はあるものの、運転者の要件が70歳未満となっているからです。各地区の自主防犯組織の構成メンバーは70歳を超えた高齢者ばかりで、貸出制度の対象から外れることから、やむを得ず区で購入した車や自家用車を使っているのが現状です。また、当日返却や、シャッター付車庫の設置等貸出要件や運行要件が非常に厳しいため、現実的には多くの団体が自前の車で行っています。このようなことは、運用条件の緩和等でカバーできるのではないかと考えています。</p> |
| 事 務 局 | <p>70歳未満の運転要件はあくまでも運転手だけであり、同乗者に年齢制限はありません。</p> |
| 委 員 | <p>市は、高齢者の免許証返納を推奨しており、それに逆行する話かもしれませんが、私の住んでいる地域で、このような取組に手を上げるのは70歳以上がほとんどですので、大変苦慮しています。難しいとは思いますが、これからの高齢化に備え、年齢の緩和も考えていただきたい。</p> |
| 事 務 局 | <p>生活安全課に伝えます。</p> |
| 会 長 | <p>直接的には生活安全課マターだとは思いますが、このような市民の声をどのように反映するかを考えるのは、この自治推進委員会の役割だと思います。先程、委員より利用者側の意見が軽視されているという話がありましたが、市民参加及び市民自治活動条例第5条第5項で「市の執行機関は、市民参加の手続によって得られた意見の検討の経過及び結果について、市民に説明しなければならない。」と規定され、市民への説明責任について、法的義務として執行機関に課せられていますので、市役所が市民の要求を断る場合は、なぜ断るのか、合理的な理由をつけて説明する必要があります。このような法的義務が、今回の条例が施行されて初めて課されたこととなりますから、その点は、時間は多少かかるかも知れませんが、改善されるのではないかと考えています。財政的な問題については、この条例上何も書かれていないため法的義務にはなりません。そのため、この条例が施行されても同じことだと思います。ただし、法的義務はなくとも、市民から出され</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|--|
| | <p>た課題として、今後解消されるよう努めていただきたいと思います。例えば、市役所と市民が協働で実施するにふさわしい事業について、負担区分を明確化し、その確保に向けて努力しなければならないことを規定する必要があるのかどうか等、今後協議や検討を進めていく必要があります。或いは、景観の話がありましたが、行政代執行は市民が行うことはできません。権力主体である、国・県・市町村に与えられた権限です。そのようなことを、市役所だけが独断で実施するのではなく、コミュニティの意見を参考にしながら行う仕組み、枠組み、システム。このようなものも、今後、条例第 27 条の中で規定しなければなりません。市民参加を本格的に実施するのであれば、そのようなことも検討対象になるということです。必ずやらなければならないとは言いませんが、このレベルの抽象的な表現では、「話を聞いたことがある。」程度で終わってしまう恐れがあるということです。例えば、10 程度の提案の内、最低 2～3 程度、筋が良く、理屈が通る話しについては、市役所側も市民側も努力して、実現できるような枠組みを考える必要があります。条例の制定により、市民参加が努力義務から法的義務になり、市民参加の手法を 2 つ取り入れることが条件となる等確実に前進はしていますが、このレベルだけでは目に見えて、市民参画のまちづくりはどこに進むべきであるとか、市民の側から実感が伴うものにはなりません。そのヒントが、今たくさん出ましたので、事務局でしっかり記録していただき、今後答申の作成等に採用するかについては、また検討していきますが、その評価を行いその結果を市長に答申する中の議論の素材として、今出ている論点は抑えておいてください。私はずっともな話だと思います。財政的な話も、強制力をどう担保するかという話も、市民への説明責任にしても当然のことだと思います。後は、それをどのように納得できるような仕組みにしていくのか。そのために、この自治推進委員会が評価するわけですから。そのような視点で記述しておいて、答申案をつくる時に議論の項目として挙げていただくようお願いしたいと思います。それでは、既に運用の話に入っていますので、次第 3 議題 (2) 市民参加及び市民自治活動条例の運用状況に移ります。</p> |
| 委 員 | <p>条例第 24 条第 1 項第 4 号について、条例の解説書には、市民とコミュニティとを結びつける交流の場づくりに努め、新たな市民が既存コミュニティに参加することによる担い手の広がりや、複数のコミュニティの連携など、新しい活動の展開が期待されるとあります。今、具体的にどのような取組や計画がありますか。</p> |
| 事 務 局 | <p>交流の場づくりとは、場所というハード的な部分と、機会やチャンス等ソフト的な部分の両面があると思います。ハード的な部分としては、市民活動の拠点である「にぎわい交流館」を、市民活動のきっかけづくりや、今後の方向性等を協議できる場として、PR も含め、もっと多くの市民の方に活用していただきたいと思います。また、ソフト的な部分については、市民活動を進めようという方や転入者に対する相談事業や研修の開催、自治会等コミュニティの加入等について啓発を行うことによって、市民の皆様が少しずつでもまちづくりに参加していただける、様々な場づくりを行っていきたいと考えています。</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| 会 長 | それでは事務局から、条例の運用状況等について説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | <p>本条例の運用等につきまして、本条例第 27 条の規定に基づき、この自治推進委員会において、本条例の推進に必要な事項の協議と定期的な評価を行っていただくこととなります。定期的な評価対象とは、条例第 9 条において公表することを規定している、当該年度における市民参加の手續の実施予定及び前年度における市民参加の手續の実施状況の取りまとめ結果等が挙げられます。来年度に公表する内容は、本年度 10 月以降に実施された事業及び平成 25 年度に実施を予定している市民参加事業を考えており、現在状況調査を行っています。参考として、本日配付しました資料 1「平成 24 年度市民参加手續実施状況調査（抜粋）」をご覧ください。こちらが、現在とりまとめしている調査結果の抜粋となります。調査は、今年度実施されたものを対象としており、条例施行前から着手している事業には色がつけてあります。今後は、条例第 7 条第 3 項に規定されている適用除外に該当し、市民参加手續を行わなかったものの理由等の情報も含め、来年度第 1 回目の自治推進委員会においてご確認いただきたいと思っています。初めてのことでありますので、資料 1 の内容について、調査事項の追加等、ご意見を伺いたいと思います。</p> <p>以降は、次の資料に沿って説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 2「市民参加の手續を実施すべき事項の判断」 ・市民参加の対象事項と手續のフロー図 ・市民参加の手續方法の選択 ・主な市民参加の手續の特徴 |
| 会 長 | 条例の概要及び運用状況を合わせて質問、意見があればお願いします。 |
| 委 員 | 条例前段に規定される市民参加は、条例が施行される前から積極的に進められていましたので、すんなりと市民に浸透していくと思います。しかし、後段の市民自治活動の支援等については、過去から自治会等地縁的組織に対して交付されている補助金と、本条例に規定する活動補助金の区分など、実務的な部分で不明確な点があるため、今後事務局において分かりやすい形で市民に周知していただきたいと思っています。 |
| 事 務 局 | 市政に参画していただいている市民の方にとっては、市民参加は普通のことかも知れませんが、まだまだ職員は不慣れな部分も多くあります。また、この運用は、職員側が行わなければならないことですが、少し洗い出ただけで、市民の参加すべき対象事業が非常に多いことが分かりました。今回配付しました資料 1 のとおり、市民参加手續状況についてまとめましたので、最終的にこの情報を全部ホームページに公表するか、もう少し簡素化するか等ご意見いただき、他自治体の事例も参考にしながら公表方法について検討していきたいと思っています。協働事業については、私どもも慣れていない点が多いため、改めてご意見をお伺いできればと思っています。 |
| 会 長 | 条例第 2 章の市民参加と第 3 章の市民自治活動の支援及び協働という、性格が異 |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| | <p>なるものを1つの条例としているので、そこは注意して扱ってください。第2章の市民参加というのは、市役所に反対している市民も含めて、むしろ強く配慮をして、事業を行うことを定めたものです。第3章の市民自治活動は、市役所と市民が協働で行う事業について、協力して進めていくものです。双方のベクトルは全く逆であるため、学会では、市民参加の条例と市民自治活動の条例は別の条例にすべきだというのが多数説です。日本においては、1つの条例としている自治体も多くありますが、第2章と第3章では条例の客体がかなり異なり、ベクトルが反対のものなので、それを踏まえた上で、色々なシステムをつくったり、運用したりすることを心がけていただきたい。毎年の報告も、市民参加と市民自治活動を分けて報告するというスタイルを心がけてください。他の自治体で、条例を分けて策定しているところがあれば、条例の体系や書きぶりの違いを確認したいので、参考までに教えていただきたい。そのようなことを踏まえた上で、1つの条例として運用してください。</p> |
| 事 務 局 | <p>資料1については、本日初めて委員に見ていただいたものですので、事務局においても再度検討させていただき、来年度の第1回目の自治推進委員会にて、ご意見をいただきたいと思っています。</p> |
| 会 長 | <p>今回の配付資料「市民参加の手法方法の選択」で、2つ市民参加の手法を選択するのですが、どれを選択するかは担当課に任されています。ここで挙げている市民参加の手法はどれも性格が異なるもので、楽をしようとすればできると思います。例えば、この図にあるように、市民への情報提供という手法は一方通行で、市役所から市民へ情報を伝達するだけとなります。現在は施行されたばかりであるため、これでも良いかと思いますが、将来的な課題としては、市民参加の手法を双方向型のものと、一方通行型のもので種別し、最低2種類の市民参加の手法の内、1つは双方向型の手法を取り入れるよう、条例で規定していく等の必要があると思います。市民参加といっても、底の浅いものから、熟議の民主主義と言われるデリバレイティブ・デモクラシー（抽選で当たった市民が、有識者の助言を受け、複数回同じテーマで議論する。）という手法があります。直接民主主義的なことをすると、必ず衆愚政治、ポピュリズムだという批判が出てきます。そのような批判を避けるために、市民も有識者の意見を聞いて、複数回、同じテーマで議論することのよって、衆愚政治にならない議論の方法として考えられました。ところが、市民参加の手法を、説明会とパブリックコメントだけで済ませたら、そのような批判は避けられないものと思います。デリバレイティブ・デモクラシーは、市民自身が、その問題について専門家から情報を得て、議論することによって、高いレベルの議論ができるようになるという狙いがあります。市民参加を進めていく上では、将来的には高いレベルを目指して考えていかなければならないと思います。いつも、手を上げる市民だけではなく、住民票から抽選で参加し、議論し、認識を深めた上で、最終的には多数決によって、決めていくことが必要だと思います。ファーストステップはこれで良いと思いますが、3年、5年経過後、セカンドステップにステップアップする時は、各課において、一方向が2件、双方</p> |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| | 向が2件というカタチで報告できるようになってほしいと思います。 |
| 事 務 局 | 会長が言ったとおり、熟成が進んで、そのような条例の改正が進んで行くのが市民参加のまちづくりの進むべき方向だと思います。現段階の参加の手続については、ワークショップや、パブリックコメント、意見交換会、アンケート等があり、最も効果的と思われる市民参加の手法を所管課で組み合わせてもらいます。現在、それに関して1つだけ縛りがあります。規則第20条の規定により、条例第17条第1項第1号の規定にある、本市の基本構想及び基本計画の策定及び変更、その他基本的な事項（都市マス、環境基本計画、地域福祉計画等）を定める計画の策定及び変更については、必ずパブリックコメントを行う規定になっています。パブリックコメントについては、時間をつくらなくとも参加でき、自分の都合の良い時に意見提出ができるということで、必ず実施することになっています。 |
| 会 長 | このようなことを市がやればやるほど、県や国、或いは民間に対して説得力が高まります。これは市役所が外部に対して、説得力を高める方法でもあるのです。これを実施していれば、市民の意思を確認していることになるからです。 |
| 委 員 | 会長のコメントについて確認をしたいのですが、市から市民への一方通行ではだめで、市と市民が一緒でないだめで、かつ、さらにその質を高めるためには、7ページのその他にあるような、声なき声が聞けるようなシステムができれば、手を上げる人の声ばかりではなく、サイレントマジョリティの声を含んで行くことで、市民の参加の質も上がるし、行政側の質も上がっていくだろうから、今は条例に規定されている、ワークショップや附属機関、アンケート調査、説明会等はあるが、規定されていないその他の部分を重視していくことが、長期的には大切だということですね。 |
| 会 長 | そのとおりです。デリバレイティブ・デモクラシーの試験的な取組は、この日進市でもやられていると思います。手間隙と費用がかかるという問題はありますが、将来的にはそのような手法を増やしていく必要があるのではないのでしょうか。 |
| 事 務 局 | 無作為抽出での市民参加手続にプラーヌクスツェレがあります。これは、本来何日間か続けて実施するものですが、その良いところだけをとって、条例策定時に「カフェ・語らって」を実施しました。今まで一度も市民参加の取組に参加したことがない方ばかりで、市民参加を初めて体験していただきました。今後、ワールド・カフェ方式も含めて、新しい参加の手法が編み出されて行くと思いますので、その他に入れておく必要があると思います。 |
| 会 長 | 参加者の感想や協議や検討結果の質など、その時の結果はどうでしたか。 |
| 事 務 局 | 今回は初めて参加する方ばかりでしたが、市役所が、市民と一緒に取り組もうとしていることは理解していただけたと思っています。多くの方に参加していただくことは出来なかったのですが、参加していただいた方には非常に好評でした。 |
| 委 員 | 行政が市民参加の手法によって協議し、河川敷でのバーベキューを禁止した事例を聞いたことがあります。この案件では、無作為抽出で選ばれた市民によって、河川敷でのバーベキューの是非について協議した結果を受けて、条例によって禁 |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| | 止したものです。市民参加による協議は大変難しいとは思いますが、無作為抽出で選ばれた市民の議論を活発化させる方法の 1 つとして、CREP (conclusion 結論 (concept 概念)・reason 理由・example 例・point 要点) が効果的だと思います。概念及び背景を明確にし、2~3 の具体的な事例を示すことによって、市民の多くの方から意見が出やすくなるのではないかと思います。 |
| 会 長 | 行政が勝手に公権力を発令するのではなく、市民が協議し、市民が出した結論を踏まえて、首長が公権力を発令する。これは、確実にデュープロセスを経て行っていることになり、非常に良い事例だと思います。 |
| 委 員 | 市民で議論すると良いと思われるテーマとしては、犬のフンの問題があります。 |
| 委 員 | 他にも景観の問題があります。庭木が歩道まで飛び出して、歩行の妨げになっていることが良くあります。自治会等で警告しても対応してもらえない場合に有効ではないでしょうか。 |
| 会 長 | 圧倒的多数の住民が伐採に賛成だということが、このような手法で明らかになれば、説得力はかなり増します。その上で、市役所が行政代執行するということがあります。 |
| 委 員 | もう 1 つは、ゴミ置き場の環境維持の問題があります。自治会では、自治会員に向けて回覧等でお願いをし、設備面は環境課にて対応していただいておりますが、自治会に加入していない方のマナーが悪い。現在は、環境課と協力して、その地域ごとに有効な警告方法等を確認して、環境維持に努めています。 |
| 会 長 | 市民が困っている課題の解決に向けて、法律的には国、県、市町村の権力で行政代執行ができるのですが、マスコミやその他一部の住民の反対を恐れて実施しない事例が多いと思います。このような問題を拾い上げ、市民参加で議論し、市民の圧倒的多数の賛同を確認した後、それを背景に行政が代執行するという仕組みを作ってはどうかと思います。是非、日進市でチャレンジしていただきたいと思います。その前段階として、一覧表をつくっていただきたいと思います。困っている度合いが高いもので、市民の 9 割以上の賛同が得られるものから進めていく。これは、市民参加の新しい活用法だと思います。 |
| 委 員 | 市民自治の理念が浸透し、より強い自治の理念が確立すると思います。 |
| 委 員 | コミュニティの課題は、先程の犬のフン害も、庭木の問題も利害関係のある一部の住民の関心事で終わることが欠点だと思います。今の手法を使うことにより、コミュニティとして、共通の課題として捉えることができるようになれば良いと思います。 |
| 委 員 | もう 1 つは枯れ草の問題もあります。最近、枯れ草によるボヤがありました。地域内には枯れ草が多い広大な空地があり、そこが火事になったらと考えると非常に恐ろしい。 |
| 会 長 | 様々な問題があったときに、行政と市民との協働で、問題が起きた原因、解決方法等について関係者で協議するというのを個別に積み上げていくと、市民参画によるまちづくりが本物になると思います。日進市では、是非、積極的に進めて |

| 発 言 者 | 内 容 |
|-------|---|
| | いただきたいと思います。 |
| 会 長 | 他にはありませんか。それでは、その他について事務局からお願いします。 |
| 事 務 局 | 本日の委員会で本年度は終了となりますが、来年度も引き続きお願いします。次回は、5月頃の開催を予定しています。今年度は自治基本条例の検証がありましたので7回実施しましたが、通常年は、3～4回の開催です。 |
| 会 長 | 今回は、具体的な議論が多く、答申に含むことができる素材がたくさんありました。事務局については整理の方よろしくをお願いします。それでは、以上で第7回自治推進委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。 |
| | (閉会 12時) |